

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の内容

【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

ア：給与所得者は、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額を引いた額が給与所得です。

イ：主たる給与以外の合計所得があれば、その合計額が表示されます。
ウ：「主たる給与以外の合計所得区分」の該当箇所に『*』印が入ります。
エ：総所得金額①は給与所得とその他の所得計を合算したものを表示しています。(ア+イ)

【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割を計算する「カ 総合課税」と他の所得と区分して特別な方法で計算する「キ 分離課税」を表示しています。

カ：総所得③は総所得金額①から所得控除合計②を差し引いた額を表示しています。(エ-オ)

キ：分離課税

| | | | |
|-----------|---|--------|--|
| 山林所得 | 山林(立木)の伐採又は譲渡による所得 | 株式等の譲渡 | 株式等の有価証券の譲渡による所得 |
| 分離短期譲渡 | 土地及び土地の上に存する権利、建物、建物の附属設備、構築物の譲渡による所得(譲渡した年の1月1日現在で、5年以下保有) | 分離長期譲渡 | 土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付帯設備、構築物の譲渡による所得(譲渡した年の1月1日現在で、5年超保有) |
| 上場株式等の配当等 | 上場株式等に係る配当所得 | 先物取引 | その決済が差金等決済である先物取引による所得 |

| | | | |
|------|---|-----------------------------------|---|
| 所得 | 給与収入 給与所得 その他の所得計 | 主たる給与以外の合計所得区分 総所得金額① | 課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引 |
| 所得控除 | 雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 | 障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 | 控老 扶養親族 扶養 同老 同特 老人 一般 同障 特障 普障 |
| (摘要) | | 所得控除合計② | 本人該当区分 繰越損失 |

オ：所得控除合計②は所得控除額の合計額を表示しています。所得控除は、下表の種類に対して一定の要件で所得金額から差し引きます。

ケ：(摘要)欄には、税額変更等の事由、充当額、住宅借入金等特別控除額、寄附金税額控除額(ふるさと納税等)などが表示されます。

| 所得控除の種類と表示内容 | | 所得控除内容については、通知書裏面に記載しています。 |
|--------------|-------------------------|----------------------------|
| 雑損 | 雑損控除額 | |
| 医療費 | 医療費控除額 | |
| 社会保険料 | 社会保険料控除額 | |
| 小規模企業共済 | 小規模企業共済等掛金控除額 | |
| 生命保険料 | 生命保険料控除額 | |
| 地震保険料 | 地震保険料控除額 | |
| 障・寡・勤 | 障害者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除額 | |
| 配偶者 | 配偶者控除額 | |
| 配偶者特別 | 配偶者特別控除額 | |
| 扶養 | 扶養控除額 | |
| 基礎 | 基礎控除額 | |

| ク：人的控除等の内訳(該当時「*」又は人数) | | | |
|------------------------|------------------|--------|-----------|
| 扶養親族該当区分 | | 本人該当区分 | |
| 控配 | 控除対象配偶者 | 未成年者 | 未成年者 |
| 老配 | 老人控除対象配偶者 | 特障 | 特別障害者 |
| 特定 | 特定扶養親族の人数 | 普障 | 普通障害者 |
| 同老 | 同居老親の人数 | 寡婦 | 寡婦 |
| 老人 | 老人扶養親族の人数 | 特寡 | 特別寡婦 |
| 16歳未満 | 16歳未満(年少)扶養親族の人数 | 寡夫 | 寡夫 |
| 一般 | 一般扶養親族の人数 | 勤労学生 | 勤労学生 |
| 同障 | 同居特別障害者の人数 | | |
| 特障 | 特別障害者の人数 | | |
| 普障 | 普通障害者の人数 | | |
| | 繰越損失 | | 繰越損失がある場合 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|--------------|--------|----------|-----|
| 市民税 | 税額控除額⑤ | 所得割額⑥ | 均等割額⑦ | 特別徴収税額⑧ | 控除不足額⑨ | 既充当額⑩ | 既納付額⑪ | 差引納付額⑬-⑩-⑨、⑩ | 変更前税額⑫ | 増減額(⑧-⑫) | 変更月 |
| 県民税 | 税額控除額⑤ | 所得割額⑥ | 均等割額⑦ | 特別徴収税額⑧ | 控除不足額⑨ | 既充当額⑩ | 既納付額⑪ | 差引納付額⑬-⑩-⑨、⑩ | 変更前税額⑫ | 増減額(⑧-⑫) | 変更月 |
| | | | | 納付額 | | | | | | | |
| | | | | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 |
| | | | | 2月分 | 3月分 | 4月分 | 5月分 | | | | |

●● 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 受給者番号 氏 姓

住

あなたの扶養控除税額を決定のとおりに決定(変更)したので、届の記載事項に変更がある場合は、この通知書を受け取った日の付税額決定の取扱いを定める書面については、届の記載事項を基に決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内の届出を税務署に提出することができます。(1)届出請求が4月の届出により生ずる著しい損害を避けるための措置が必要が、

平成 年 月 日

① 親展 問合せ先 厚木市市民税 内容についてのお問い合わせ

| コ：税額 | |
|----------------|--|
| 税額控除前所得割額④ | 課税所得金額に税率を乗じて計算します。 |
| 税額控除額⑤ | 調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除(ふるさと納税等)、外国税額控除、所得割の調整措置、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の合計額 |
| 所得割額⑥ | 税額控除前所得割額④-税額控除額⑤ |
| 均等割額⑦ | 市民税3,500円・県民税1,500円 |
| 特別徴収税額⑧ | 所得割額⑥+均等割額⑦ |
| 控除不足額⑨ | 所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額 |
| 既充当額⑩ | 税額不足額⑨のうち、特別徴収税額⑧に充当した額 |
| 既納付額⑪ | 既に納付された(されるべき)額 |
| 差引納付額(⑧-⑩-⑨、⑩) | 給与から差し引かれる税額 |
| 変更前税額⑫ | 税額変更等があった場合の、変更前税額 |
| 増減額(⑧-⑫) | 税額変更等があった場合の、増減した税額 |
| 変更月 | 税額変更があった場合の変更月 |